３　相続人申出書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

４　申出人又はその代理人は、相続人申出書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

（相続人申出書等の送付方法）

第百五十八条の十一　相続人申出等をしようとする者が相続人申出書又は相続人申出等添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

２　前項の場合には、相続人申出書又は相続人申出等添付書面を入れた封筒の表面に相続人申出書又は相続人申出等添付書面が在中する旨を明記するものとする。

（受領証の交付の請求）

第百五十八条の十二　第五十四条の規定は、相続人書面申出をした申出人について準用する。

（相続人申出等添付書面の原本の還付請求）

第百五十八条の十三　第五十五条の規定は、相続人申出等添付書面を提出した申出人について準用する。

（相続人申出等の受付）

第百五十八条の十四　登記官は、第百五十八条の四の規定により相続人申出等情報が登記所に提供されたときは、当該相続人申出等情報に係る相続人申出等の受付をしなければならない。

２　前項の規定による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならない。

３　登記官は、相続人申出等の受付をしたときは、当該相続人申出等に受付番号を付さなければならない。

４　登記官は、相続人書面申出の受付にあっては、第二項の規定により受付をする際、相続人申出書に申出の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

５　第一項、第二項及び前項の規定は、第百五十八条の二十七第二項の許可があった場合又は第百五十八条の三十第四項の規定により相続人申告登記の抹消をしようとする場合について準用する。

（調査）

第百五十八条の十五　第五十七条の規定は、相続人申出等情報が提供された場合について準用する。

（相続人申出等の却下）

第百五十八条の十六　登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、相続人申出等を却下しなければならない。ただし、当該相続人申出等の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一　申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二　一個の不動産の一部についての申出を目的とするとき。

三　申出に係る登記（相続人申告登記のうち第百五十八条の十九第一項第一号に規定する中間相続人に係るものを除く。）が既に登記されているとき。

四　申出の権限を有しない者の申出によるとき。